

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務(令和6年3月31日終了)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務
②事務の概要	・子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための、対象者の申請管理、支払管理、統計処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び児童扶養手当情報から通知作成、支給処理を行う。 ②申請に基づき受給者世帯の住民情報、所得情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う。 ③受給者の選択により口座登録・連携ファイル関係情報を照会し、支給情報を作成する。
③システムの名称	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)支給管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、児童手当システム、児童扶養手当システム、障がい福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第134の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 (情報提供) 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子ども政策課
②所属長の役職名	子ども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子ども政策課

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月8日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月8日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・窓口受付業務においては、身分証明書の提示により、申請者や代理人の本人確認を行うとともに、通知カード又は個人番号カードの提示により個人番号の真正性の確認を行う。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号、別表第2第121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の4 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大 臣が定める事務を定める告示 (情報提供) 番号法第19条第7号、別表第2第121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の4 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大 臣が定める事務を定める告示	(情報照会) 番号法第19条第8号、別表第2第121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の4 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大 臣が定める事務を定める告示 (情報提供) 番号法第19条第8号、別表第2第121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の4 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大 臣が定める事務を定める告示	事後	
令和4年11月1日	監査	自己点検 有	自己点検 内部監査 有	事後	
令和5年5月8日	評価書名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の 子育て世帯分)支給事務	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金支給事務	事後	
令和5年5月8日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	高槻市は、低所得の子育て世帯に対する子育て 世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外 の低所得の子育て世帯分)事務における特定 個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人 情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識 し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生 させるリスクを軽減させるために十分な措置を 行い、もって個人のプライバシー等の権利利益 の保護に取り組んでいることを宣言する。	高槻市は、低所得の子育て世帯に対する子育て 世帯生活支援特別給付金事務における特定 個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人 情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識 し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生 させるリスクを軽減させるために十分な措置を 行い、もって個人のプライバシー等の権利利益 の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年5月8日	J 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	・子育て世帯生活支援特別給付金を支給するた めの、対象者の資格管理、支払管理、統計処理 を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し ている。 ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 の支給に関する情報及び児童扶養手当情報か ら通知作成、支給処理を行う。 ②申請に基づき受給者世帯の住民情報、所得 情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係 情報、特別児童扶養手当情報を照会し、資格確 認及び支給処理を行う。 ③受給者の選択により口座登録・連携ファイル 関係情報を照会し、支給情報を作成する。	・子育て世帯生活支援特別給付金を支給するた めの、対象者の申請管理、支払管理、統計処理 を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し ている。 ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 の支給に関する情報及び児童扶養手当情報か ら通知作成、支給処理を行う。 ②申請に基づき受給者世帯の住民情報、所得 情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係 情報、特別児童扶養手当情報を照会し、資格確 認及び支給処理を行う。 ③受給者の選択により口座登録・連携ファイル 関係情報を照会し、支給情報を作成する。	事後	
令和5年5月8日	J 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯 以外の子育て世帯分)支給管理システム、中間 サーバー	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯 以外の子育て世帯分)支給管理システム、団体 内統合宛名システム、中間サーバー、児童手当 システム、児童扶養手当システム、障がい福祉 システム	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	・子育て世帯生活支援特別給付金を支給するた めの、対象者の申請管理、支払管理、統計処理 を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し ている。 ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 の支給に関する情報及び児童扶養手当情報か ら通知作成、支給処理を行う。 ②申請に基づき受給者世帯の住民情報、所得 情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係 情報、特別児童扶養手当情報を照会し、資格確 認及び支給処理を行う。 ③受給者の選択により口座登録・連携ファイル 関係情報を照会し、支給情報を作成する。	・子育て世帯生活支援特別給付金を支給するた めの、対象者の申請管理、支払管理、統計処理 を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し ている。 ①令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 の支給に関する情報及び児童扶養手当情報か ら通知作成、支給処理を行う。 ②申請に基づき受給者世帯の住民情報、所得 情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係 情報、特別児童扶養手当情報を照会し、資格確 認及び支給処理を行う。 ③受給者の選択により口座登録・連携ファイル 関係情報を照会し、支給情報を作成する。	事後	
令和8年3月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第100の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第73条 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大 臣が定める事務を定める告示	番号法第9条第1項 別表第134の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第73条 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が 定める事務を定める告示	事後	
令和8年3月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号、別表第2第121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の4 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大 臣が定める事務を定める告示 (情報提供) 番号法第19条第8号、別表第2第121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の4 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大 臣が定める事務を定める告示	(情報照会) 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の表160の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第162 条 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が 定める事務を定める告示 (情報提供) 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の表160の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第162 条 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が 定める事務を定める告示	事後	
令和8年3月30日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	子ども未来部子ども育成課	子ども未来部子ども政策課	事後	
令和8年3月30日	②所属長の役職名	子ども育成課長	子ども政策課長	事後	
令和8年3月30日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	子ども未来部子ども育成課	子ども未来部子ども政策課	事後	
令和8年3月31日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である ・窓口受付業務においては、身分証明書の提示 により、申請者や代理人の本人確認を行うとと	事後	
令和8年3月31日	9. 監査 実施の有無		自己点検	事後	
令和8年3月31日	10. 従業者に対する教育・啓 発		十分に行っている	事後	
令和8年3月31日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策		全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	